

## 第4 2回独立行政法人評価委員会林野分科会

## 第42回独立行政法人評価委員会林野分科会

日時：平成23年3月11日（金）

会場：農林水産省本館7階第3特別会議室

時間：午前10:00～11:35

### 議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 林野分科会長の選任、林野分科会長代理の指名について

(2) 独立行政法人森林総合研究所の中期計画について

(3) その他

3. 閉 会

午前10時00分 開会

○研究・保全課長 それでは、時間になりましたので、ただいまから第42回独立行政法人評価委員会林野分科会を開催いたします。

私、林野庁研究・保全課長、出江でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員改選後の初めての林野分科会となります。この後、委員の皆様方の互選によりまして分科会長を選出していただくことになっておりますが、それまでの間、私のほうで議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、会議の成立についてでございます。本日は、評価委員5名全員の方にご出席いただいておりますので、農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条第3項により、本日の分科会は成立いたしております。

続きまして、独立行政法人評価委員会委員・専門委員を紹介させていただきます。資料1の委員等名簿をご覧ください。名簿に沿って紹介させていただきます。

まず委員でございますが、有限責任あずさ監査法人パートナー、経塚義也委員でございます。

○経塚委員 経塚です。よろしくお願いいたします。

○研究・保全課長 よろしくお願いたします。

東京大学大学院農学生命科学研究科教授、酒井秀夫委員でございます。

○酒井委員 酒井です。よろしくお願いいたします。

○研究・保全課長 法政大学社会学部教授、島本美保子委員でございます。

○島本委員 島本です。よろしくお願いいたします。

○研究・保全課長 住空間工房代表、早坂みどり委員でございます。

○早坂委員 早坂です。どうぞよろしくお願いいたします。

○研究・保全課長 三重大学大学院生物資源学研究科教授、三井昭二委員でございます。

○三井委員 三井と申します。よろしくお願いいたします。

○研究・保全課長 続きまして、専門委員でございます。島根大学生物資源科学部教授、片桐成夫専門委員でございます。

○片桐専門委員 片桐でございます。

○研究・保全課長 宮城大学食産業学部教授、加藤徹専門委員でございます。

○加藤専門委員 加藤でございます。よろしくお願いいたします。

○研究・保全課長 栃木県環境森林部林業振興課木材推進班係長、川上晴代専門委員でございます。

○川上専門委員 川上と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○研究・保全課長 名古屋大学大学院生命農学研究科教授、肘井直樹専門委員でございます。

○肘井専門委員 肘井でございます。よろしくお願ひいたします。

○研究・保全課長 住友林業株式会社植林関連事業グループグループマネージャー、箕浦正広専門委員でございます。

○箕浦専門委員 箕浦でございます。よろしくお願ひいたします。

○研究・保全課長 なお、小島専門委員、田村専門委員につきましては、本日ご都合によりご欠席でございます。

続きまして、林野分科会が所掌する独立行政法人森林総合研究所、鈴木和夫理事長をご紹介いたします。

○鈴木理事長 鈴木でございます。

○研究・保全課長 それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、資料の確認及び本日の進め方について、事務局からご説明いたします。

○事務局 林野庁研究・保全課の山崎と申します。よろしくお願ひいたします。

お配りした資料は、議事次第、時間割（案）、それから、資料につきましては、資料一覧のとおりでございます。万一、欠落等ございましたら、随時、事務局にお申し出いただければと思います。

また、会議の進め方につきましては、時間割（案）を参考にいただければと思います。

○研究・保全課長 よろしいでしょうか。

それでは、議事に入らせていただきます。まず、林野分科会長の選任についてでございます。分科会長につきましては、農林水産省独立行政法人評価委員会令第5条第3項の規定により、林野分科会に属する委員の互選によりお決めいただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○早坂委員 これまで専門委員を長くされて、経験、知識も大変豊富な酒井先生に部会長をお願いしたらいかがかと思っています。

○研究・保全課長 ご意見ありがとうございます。

酒井委員にというお声が今ございましたけれども、いかがいたしましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○研究・保全課長 異議なしのお声をいただきましたので、ご異議はないようですので、酒井委員に分科会長をお引き受けいただきたいと存じます。よろしくお願ひいたします。

また、この後の議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

○酒井分科会長 ただいま皆様のご推薦をいただきまして、分科会長をお引き受けいたしました酒井でございます。何分にも不慣れな点もあるかもしれませんが、皆様のご協力を得まして、分科会の運営にあたってまいりたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、農林水産省独立行政法人評価委員会令第5条第5項の規定によりまして、分科会長代理は分科会長が指名することになっておりますので、私から指名させていただきたいと思っております。

分科会長代理は三井委員にお願いいたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

そういたしましたら、議題の2、「独立行政法人森林総合研究所の中期計画について」に入ります。

中期計画をご審議いただくにあたりまして、これまでの経緯として、勧告の方向性、見直しの基本方針、森林総合研究所の見直し、森林総合研究所の次期中期目標について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、森林総研の次期中期計画に関連しますこれまでの経緯についてご説明いたします。先月4日の前回の林野分科会にご出席いただいた委員の方々には説明が重なるところもございますが、新しい委員の方々もおられますので、改めて説明させていただきたいと思っております。

参考資料6をご覧ください。参考資料6は、昨年11月26日に、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会、通称「政独委」と呼んでいるところですが、その政独委から当省の評価委員会に対し示されました、「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」の森林総研関連部分の抜粋でございます。秋以降、総務省政独委は我々林野庁の森林総研担当者のヒアリングを何度か行いました。これを踏まえまして、森林総研の業務について、研究業務の重点化をはじめとする指摘事項をこの文書で示しております。

次に参考資料7をご覧ください。これは、昨年12月7日に閣議決定されました「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」の森林総研関係部分の抜粋でございます。先ほどの「勧告の方向性」は、独立行政法人通則法、法律に基づきまして、中期目標の最終年度となっている独法を対象に示されたものですが、こちらはすべての独法を対象に事務・事業、資産を行政刷新会議が精査いたしまして、見直しの基本方針として決定されたものでございます。

ただし、両方の対象になっている法人、森林総研もそうでございますが、そういう法人につきましては、政独委と行政刷新会議事務局による擦り合わせが行われたと考えられまして、両

者の指摘は整合性がとれたものとなっております。森林総研に対する指摘も、見直しの基本方針は政独委の勧告の方向性と整合性がとれたものとなっております。

次に参考資料8をご覧ください。これは、昨年12月24日に当省が決定いたしました「独立行政法人森林総合研究所の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しについて」でございます。先ほどの政独委の勧告の方向性を受けまして、当省としてこの方向で見直しを行うこととしたというものでございます。昨年12月21日に開催されました第18回農林水産省独立行政法人評価委員会、通称「親委員会」、これは分科会の上の親だということで、親委員会と呼んでいるところですが、その委員会にもかけられております。

内容につきましては、本文の後につけておりますポンチ絵のほうも見ていただくとわかりやすいかなと思っております。記載内容につきましては、総務省の勧告の方向性の指摘事項を忠実に実施するというものになってございますが、具体的には、研究業務の重点化、林木原種の配布収入の拡大、それから、水源林造成事業の見直し、特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の廃止、森林農地整備センターの地方事務所等の見直し、同センターの現場組織の見直し、実験林の見直し、奈良水源林整備事務所の見直し、職員宿舎の見直しなどを記しております。

これらを踏まえまして、当省におきまして中期目標の案を作成しまして、先月4日の前回の林野分科会において中期目標案をご審議いただいたところです。その後、財務省との協議というのも法律で定められておりまして、財務省との協議による予算関連部分の修正などを経まして、今月2日に中期目標をセットし、森林総研に送付したところでございます。その文書が参考資料1でございます。

独立行政法人通則法におきまして、中期目標を置きました法人は、中期目標を達成するための中期計画を作成します。そして、主務大臣は評価委員会の意見を聞いた上で、その中期計画を認可することとされております。本日は、森林総研が今般作成しました中期計画について、ご審議いただければと思います。

経緯については以上でございますが、中期目標につきまして、整備課より補足説明が一点ございますので、整備課の方からお願いいたします。

○事務局 整備課の勝占と申します。よろしく願いいたします。中期目標に関しまして補足を一点させていただきます。

今ご説明しました参考資料1の6ページをご覧くださいと思います。業務運営の効率化に関する事項というのがございまして、下のほうに（2）水源林造成事業等というのがござい

ます。この水源林造成事業等に関する経費削減の目標数値につきましては、①、②、③と、それぞれ一般管理費30%、人件費20%、事業費について30%削減というふうに目標を掲げております。この目標数値につきましては、前回2月4日の林野分科会の段階においては調整中ということで空欄にしておりましたが、その後、検討を経まして、財務当局等の協議も経まして、最終的に具体的な削減率を設定しております。これらの削減率につきましては、現行の中期目標と同様に、農用地関係の事業が順次完了すること等を前提に具体的な数字を見込んでいます。

ここで事業費の削減率に係る記述について一点補足させていただきます。やや複雑な話になりますが、これにつきましては、今後の業務実績評価に関係します補足事項でございまして、次回、評価をお願いする際に改めて詳しく説明させていただきたいと考えております。

補足事項につきまして、昨年夏に、平成21年度の法人の業務実績を評価いただきました。この際、事業費の削減目標については、この年度に水源林造成事業に係る補正予算の早期執行に努めたことで前年度に比べて繰越額が減少し、結果として削減率が未達成となってしまったところでございます。しかしながら、この点につきましては、法人としては裁量の余地がないものであるということをお察した上で評価を行っていただいたところでございます。

こういった状況は今後も発生する可能性がございます。その場合、理論的には中期目標等を変更するという事も考えられますが、現実的には繰越分を含めてあらかじめ正確に見通しを立てて適切な目標額を設定することは極めて困難な状況でございます。このため、今後、平成21年度評価の際と類似の状況が発生した場合には、そのことが法人として裁量の余地がないことについて十分理解できる資料を法人から提出していただき、これを前提に評価を行っていただくを得ないというふうに考えているところでございます。

この点を明確にするために、中期目標の記述にあたって、事務局としては、事業費の削減目標のところに注釈として「補正予算や繰越による経費の増は除く」といった趣旨の文言を加えることを検討いたしました。しかしながら、中期目標全体に係る財務省協議の過程におきまして、この件についても相談する中で、先々の補正予算の編成を示唆するような表現や、前年度の会計処理の結果として生じる繰越といった要素を、中期目標の中に持ち込むのは適切ではないといった議論もあり、結果的にはこうした注釈を加えるには至りませんでした。

来年度以降においても、事業費の目標達成に係る評価につきましては、平成21年度の際と同様の課題が生じる可能性がございます。その際は次期中期目標の注釈として明示できなかったというような考え方もご理解いただき、平成21年度の対応に準じた形で、法人からの説明と、

当分科会における評価をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

補足事項は以上でございます。

○酒井分科会長 事務局からの説明は以上でよろしいでしょうか。

ただいまの説明につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

それでは、森林総合研究所の次期中期計画（案）について、法人からご説明を願うところですが、それに先立ちまして、森林総合研究所が中期計画を作成し、今般、農林水産大臣あてに認可申請がなされたわけですが、本日付けで農林水産大臣より農林水産省独立行政法人評価委員会あてに、「貴委員会の意見を求める」旨の諮問があったということです。先ほど会の始まる前にご説明をいただきました。

それでは、次期中期計画（案）について法人からご説明をお願いいたします。

○鈴木理事長 森林総合研究所理事長の鈴木でございます。本日は、独法評価委員会林野分科会を開催していただきまして、ありがとうございます。

法人側の役員を紹介させていただきます。席順で左から紹介いたします。

水源林業務担当理事、山口でございます。

○山口理事 山口でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木理事長 理事で森林農地整備センター所長の町田でございます。

○町田理事 町田でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木理事長 企画・業務担当理事の福田でございます。

○福田理事 福田でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木理事長 研究担当理事の大河内でございます。

○大河内理事 大河内でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木理事長 理事で林木育種センター所長の平野でございます。

○平野理事 平野でございます。よろしくお願いたします。

○鈴木理事長 以上でございます。よろしくお願いたします。

森林総合研究所は、3月をもちまして、平成18年度から遂行してまいりました第2期中期計画が終了いたします。第2期中期計画では、独法林木育種センターとの統合、旧緑資源機構の事業の承継など、森林総研の歴史の中でも社会的な関心の高かった時期ではないかと思っております。4月から始まります第3期中期計画では、森林・林業再生という国家戦略としての森林産業の再生に向けて、研究開発型独立行政法人として精いっぱい取り組みたいと考えております。

また、第4期科学技術計画の3つの柱となる、「課題解決型のイノベーション」、「国民生

活を支える研究開発」、「国際水準の研究開発」を常に心がけて取り組みたいと考えております。

評価委員・専門委員の先生方には、いろいろご指導いただくこととなりますが、よろしくお願い申し上げます。

それでは、次期中期計画を説明させていただきます。

○福田理事 中期計画の案について説明させていただきます。使います資料は、参考資料2、3、4、5でございますが、特に5を中心に説明をさせていただき、適宜、参考資料2が目標と計画の本文対比になってございますので、こちらをご参照いただければと思っております。

それでは、参考資料5をご覧くださいと思います。先ほど参考資料1にございましたように、この中期計画の案というのは、農林水産大臣から示されました中期目標に従って作成するというところでございます。その関係をわかりやすく説明いたしましたのが、概要の1ページの紙でございます。左側に背景・役割をまとめてございます。これにつきましては、参考資料2の方でいきますと、1ページ目のところでございます。

森林総研の役割について、先ほど理事長から申しあげましたように、我が国の森林・林業に関する最大かつ唯一の国家的な課題に対応した研究開発を推進する試験研究機関であるということ、中期計画のほうは目標に対して簡潔に記してございます。目標のほうは、前文のところでかなり丁寧に書いておりますが、計画はそれに従って作成するという関係ですので、前文は簡素化しております。

一方、背景のところは、森林・林業再生プラン、それから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律など、森林・林業政策の流れ、さらに、先ほど来ご説明がございました、独立行政法人改革の観点での政策の流れがありますが、これらについてはきちんと承継するという観点から、目標とほぼ同じような内容を計画の前文でも謳っております。

こういうことを経まして、1ページ目の右側にございます業務の質の向上に関する事項。この中には、●でお示ししてありますが、研究課題について、政策を踏まえた重点的な研究開発を実施するという、それから、水源林造成事業について、広葉樹等の現地植生を生かしたものと、公益的機能の高度発揮、こういう取組をいたしますということ。さらに、特定中山間等の事業については、確実に事業完了するというようなこと。一方、効率化に関する事項につきましては、そこに若干細々とした内容がございますが、これを記載しております。これらについては、2ページ以下でより詳しく説明させていただきます。

2ページをご覧くださいと思います。これは参考資料2の目標と中期計画の対比の関係

を要約的にまとめたものでございます。これに従って説明いたしまして、適宜、参考資料2の紙をご参照いただければと思います。

次期中期目標で業務の質の向上につきまして、森林・林業再生プランなど森林・林業政策上の優先事項を踏まえた緊急課題に重点化すべきであるという目標が指示されました。これを受けて、中期計画の案では、地域に対応した多様な森林管理技術の開発をはじめとします9課題を重点的に推進するというところで、明確に重点化をしたところでございます。

この関係につきましては、3ページ目に細かく記載しております。現行の中期計画では、左にございますように、研究の推進と林木育種事業の推進ということで、前に2つの独立行政法人があったものが、途中で統合があったものですから、2つのものをくっつけたという形になっております。かつ、内容を見てもおわかりのように非常に細かく記載されております。これを、真ん中にありますように研究課題の重点化、さらに再生プランなどの優先事項を踏まえた重点化をする、それから、基礎研究のみの項目の取りやめをする、研究・育種の一体的な実施をする、こういう観点から、右側のように研究開発の推進、AからIまでの9つの重点課題について取りまとめる、さらに、5と6ということで基盤的な共通な部分、あるいは、種苗の生産配布という部分につきまして、明確にして重点化するというようにしたわけでございます。

このAからIにつきましては4ページ以下に細かい内容を記載してございます。4ページをご覧いただきたいと思います。森林・林業の再生に向けた森林管理技術・作業体系と林業経営システムの開発、まさに再生プランの根幹をなす部分でございしますが、国産材の供給拡大と環境に調和した施業の推進のために、地域に対応した多様な森林管理技術の開発ということで、下にございますような多様な森林タイプへの誘導技術の開発でありますとか、路網整備と機械化による生産技術、これは主に右のほうにかかりますが、低コスト化。低コスト化のほうはBのほうで、新たな素材生産技術及び林業経営システムの開発ということで、低コスト化技術の開発、そのことによりまして、林業・山村の活性化を図るというような関係で、そこにありますように、多面的機能を発揮させる森林管理技術等の開発をするというふうな絞り込みをしたところでございます。

5ページをご覧いただきたいと思います。林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発。この中では、自給率の向上に資するために、木材利用促進のための加工システムの高度化とか、住宅・公共建築物等の木造・木質化に向けた高信頼・高快適化技術の開発といったもの、あるいは、右にありますように、低炭素化社会の構築、地域の活性化に寄与するための木質バイオマスの安定供給、地域利用システムの構築とか、木質バイオマスの変換・総

合利用技術の開発といったところを重点的に取り組むというふうにしてございます。

また、6ページをご覧いただきたいと思います。地球温暖化の防止、水源の涵養、国土の保全、生物多様性の保全等の森林機能発揮に向けた研究ということで、(E)から(G)まで3つございます。温暖化対策のために、温暖化適応及び緩和技術を開発する、あるいは、森林の減少・劣化、「REDD」と通称言われております問題が国際的な問題になっていますが、この評価手法と対策技術の開発といったもの、あるいは、治山の関係でございますが、山地災害軽減のための予防・復旧、環境変動とか施業が水資源・水質に与える環境評価技術の開発、こういう取組を重点的に行うということでございます。また、生物多様性の観点では、森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発ということで、シカ、カシノナガキクイムシというような問題についても重点的に対応していきたいと思っております。

7ページでございます。林木の新品種の開発と森林の生物機能の高度利用に向けた研究の関係でございます。新品種の開発ということで、満4年で樹高7mになるスギの優良個体がありますが、こうした新しいすばらしい性質を持った樹木の開発、また、それを高速で育種するという技術の開発に取り組む、あるいは、有用遺伝資源の保全ということで、概ね6,000点の遺伝資源の収集、その保存等を行うということでございます。また、ゲノム情報の活用とか、バイオテクノロジーの分野でも取り組んでいきたいと思っております。

これらが研究に関することで、2ページに戻っていただきまして、こういう内容を、本文のほうで言いますと4ページから6ページに書いてございますが、こういう取組をしていきたいということでございます。

次の2ページのコストの削減に向けた取組の関係でございますが、「森林農地整備センターコスト構造改善プログラム」によりまして、24年度においては19年度と比較して15%の総合的なコスト構造改善を達成するというを計画の中で明らかにしたところでございます。

この関係につきましては、この資料の8ページをご覧いただきたいと思います。水源林造成事業の推進ということでございます。ご案内のとおり、水源の涵養、土砂流出・崩壊の防止、二酸化炭素の吸収等による温暖化防止への貢献等、公益的機能を持続的・高度に発揮させるという目的で、奥地の水源林等に森林造成を行っているわけでございますが、この事業の重点化ということで、水源涵養機能の強化を図る重要性が高い2以上の流域内の箇所限定するというので、具体的に2以上の都府県にわたる流域の上流とか、ダム等の上流、こういうところに事業を重点化する、さらには、右の方でございますが、公益的機能の高度発揮の観点から、既契約分についても長伐期施業、複層林施業にしていく、あるいは、新規契約のものについて

は、広葉樹等の現地植生を生かした長伐期、伐採面積を縮小・分散化するというような取組をしていくということを計画に記載しております。

9ページをご覧いただきたいと思います。この過程におきましても、期中評価の反映ということで、事業の途中でチェックシートを活用いたしまして、それをまたPDCAサイクルということで次の事業に反映させる。あるいは、搬出間伐による木材利用の推進、施業技術の高度化ということで、技術検討会、あるいは、森林総研の研究開発部門で行っております研究開発の成果を積極的に取り入れて、連携してやっていく。あるいは、地域の森林整備に貢献するというので、国や町有林、あるいは個人の森林、こういうものと一体の協定を結びまして、効率的な施業を行うというようなことを計画の中に盛り込んでおります。また、先ほど申し上げましたとおり、コスト構造改善プログラムの達成ということで、5年間で15%のコストダウンを図るということを明記いたしました。

また2ページに戻っていただきまして、中期目標の中で特定中山間保全整備事業等につきまして、事業完了をもって廃止という目標が指示されております。これに従いまして、中期計画の方では、現在実施している事業につきまして、それぞれ目標を25年度、あるいは24年度中に、特段のことがなければ、ということで記載したところでございます。

この関係につきましては、10ページに詳しい資料がございます。特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業の実施につきましては、そこがございますように、特中につきましては、やむを得ない事情がない限り25年度中に事業実施中の2区域を完了、農用地総合整備につきましても、24年度中に実施中の1区域を完了するというので、終了させることにしております。また、事業実施手法の高度化のための措置とか、コストの構造改善、同じく15%ダウンさせるという目標も併せて明記いたしました。

ということで、具体的に目標で指示されましたことを計画の中に明記いたしているところでございます。

2ページにお戻りいただきまして、次は業務運営の効率化に関する部分でございます。効率化目標の設定ということで、研究開発業務につきましては、毎年度、一般管理費3%、業務経費については1%の削減をする。あるいは、水源林造成事業、先ほど少し説明がございましたが、最終年度について一般管理費・事業費の30%等の目標が指示されたところでございます。これにつきましては、それに忠実に従いまして、効率化目標につきまして、参考資料2の16ページから18ページになりますが、まさに指示された目標のとおり、ただ正確に記載するために、除外するものとか計算の仕方をいろいろ付記した部分もございしますが、そういうことを着実に

計画の中に盛り込んだということでございます。

恐縮でございますが、また2ページの方で組織等の見直しという項がございます。これにつきまして、研究課題の変更等に合わせて、試験林の設置箇所の見直しにつきましては、研究開発に関するものでございますが、これについては今の時点で幾つということではないのですが、計画課題の変更とか完了に際しまして、継続して存置する必要性をきちんと検討しまして、設置箇所の見直しをするというふうにしております。

また、森林農地整備センター関係でございますが、センターの本部及び関東整備局の本所の統合を含めた移転・共用化の検討。これは農用地部門の縮小等に伴いまして、センター本部と関東森林整備局の配置と言いますか、場所についても、右側にありますように、本所と統合した場合と他に移転した場合とを比較検討し、移転・共用化を早期に実施するというふうに計画の中に盛り込んだところでございます。

同じく地方事務所の統合・集約化、これらの事業が終了するというのもございますので、センター、現場組織の事業完了に合わせた縮減・廃止、あるいは、水源林整備事業所の整備局への統合・集約化による縮減及び支所の施設との共用化について検討するというところで、中期計画の中に盛り込んでおります。

それから、保有資産の見直しの項がございます。これは、実験林のうち別の試験地の確保等、所要の措置を講じたものは国への返納措置または売却を検討・実施するという目標を指示されております。これに対して、右にございますが、別の試験地の確保等、所要の措置を講じた上で、島津実験林及び宇治見実験林、これは京都市内にございますが、国への返納措置または売却を行い、また、連光寺実験林、これは東京の多摩市にございますが、いずれも市街地に近いあるいは市街地の中ということで、これについては積極的に他のところに実験内容に移すということも検討いたしましたので、国への返納措置または売却ということで検討するということが中期計画（案）の中に書き込みました。

また、次の項ですが、国への返納措置または売却を実施するというところで、幾つかの住宅とか細々したもの、これは農地整備センターの関係でございますが、使えなくなった施設、あるいは、廃止になったところで、借地ではないものについては、返納措置または売却を検討するというところで中期計画の案に書き込んでおります。

さらに財務内容の改善という項がございます。受益者負担の適正化による自己収入の確保、あるいは、保有コストの低減・技術移転活動の活性化による特許収入の拡大ということが目標に示されました。これを受けて、中期計画の案では、優良種苗の普及、都道府県のニーズに配

慮しながら種苗の配布価格を上げるということで、具体的には今、5年間で4倍から8倍ぐらいと、一挙にやりますと、ちょっと差し障りの出るところもありますので、段階的に23年度から上げていくというようなことで、都道府県等の意見も聞きながらそういう方向で取り組んでいくということ。ただ今口頭で補足しましたが、具体的に配布価格を上げるというふうに計画案に書きまして、それぞれ取り組んでいくということにしております。保有コストの低減、技術移転活動の活性化による特許収入の拡大についても、同様に中期計画の中に盛り込んでございます。

また、水源林造成事業の関係ですが、収支バランスに係る試算を不断に見直すべきだということを目標に掲げてございます。これに対しまして、計画の案では、長期借入金等を確実に償還するとともに、木材価格等に関する統計資料等を参考に事業の収支バランスに係る試算を定期的に見直すという形で、計画案の中に盛り込んでございます。これらについては22ページ、23ページあたりのところに記述がでございます。

以上がポイントでございますが、こうした考え方の下に、参考資料2はかなり分厚くなっておりますが、今までご説明したところは23ページぐらいまでのところなんです。23ページからは予算の表が出てまいります。23年度から27年度までの予算について、研究開発とか水源林とかそれぞれの勘定ごとに5年間の総額を示してございます。これらについては、当然に、先ほど申し上げた効率化目標、一般管理費3%減という効率化目標のことを織り込んだ係数で、5年間いろんな経済変動等もありますので、先ほど補正予算という話もありましたが、そういうものは前提にしておりませんで、効率化目標の数字を前提に5年間の総額という形で示して、これを目標に掲げて取り組んでいくという、この仕組みについては前回の中期計画でも同じ形でございますが、数字をそういう観点で見直してございます。

また、短期借入金等につきましても、参考資料2の37ページでございますが、限度額について、それぞれ受入れの遅延等に対応いたしました金額を載せておりますし、37ページの下からは、不要資産ということで、現時点で特に施設の廃止後速やかにやると言っているものについて明記しております。

そのほか、目標の中に共通的に、政独委あるいは行政刷新会議のほうから勧告を受けた部分、例えば、19ページの職員の資質の向上あたりから、コンプライアンス、法令遵守等の部分、それから、契約の点検・見直しに係る部分、それから、内部統制の充実強化、こういう部分につきましては、私どもの法人に合わせた形で計画の方でより詳しく書き込んだところでございます。

以上が、中期計画（案）として私どもが作成しまして、お示ししているものの概要でございます。長々と説明いたしまして恐縮でございます。

○事務局 すみません、ただいま法人からは次期中期計画（案）について説明がございましたが、事務局から一点補足いたします。本中期計画（案）でございますが、本日、林野分科会の後、財務省との協議にかけられることとなっております。その結果、予算関連の書きぶりなどにおきまして、修正が入る可能性があることをあらかじめお知らせしておきます。

それから、委員・専門委員の皆様には、事前に本日の資料をお送りしていたところですが、幾つかご質問等がございました。これにつきましては、事務局の方から個別に回答、ご説明申し上げたところでございますが、研究分野で共通したご意見、ご質問があったのが数値目標でございます。ご覧いただければわかるのですが、例えば新品種250品種とか遺伝資源6,000点というように、具体的な数値目標を掲げているものがある一方で、研究分野、一部の分野ではそういう数値目標がないということについてのご質問がございました。

研究分野につきましては、個別では幾つか、木材では例えば耐火性能2時間とか、何パーセント強度を上げるとか個別で数値は出せるのですが、それをこの計画の中に並べて書き込むというのはちょっと難しいところがございます。研究分野での数値目標につきましては、個々の、例えばプロジェクト研究とか、実際に実行する課題のレベルの中で可能な限り数値目標を設定して、これからの運営・進行・管理に努めさせていただくということで、こちらの立場を説明したところでございます。

以上でございます。

○酒井分科会長 ありがとうございます。

ただいま森林総合研究所の中期計画について説明いただいたところですが、どなたからでも結構ですので、ご質問、ご意見等をお願いいたします。

ご質問等ございますでしょうか。

では、島本委員、よろしく申し上げます。

○島本委員 参考資料5の3ページを見ていただきたいと思うのですが、研究分野についての中期目標に基づいた中期計画（案）で、これが個別の研究課題につながるような形で項目分けされていると思うのですが、意見というか希望なのですが、中期計画自身は文章化されていて、全体として何かを語るような形になっているのですが、それを切り分けて個別の課題にしていくときに、個別の課題の成果に特化していってしまうということがちょっと心配かな、という気がしています。

例えば、3ページの次期中期計画（案）の（1）のところで、森林管理技術とか安定供給のための素材生産技術とか、そういう研究課題になっていくと思うんですけども、そういう目標が掲げられていて、他方で（3）のところで地球温暖化とか生物多様性の高度発揮に向けた研究というものがあるわけですが、これらがそれぞれ研究課題として走っていったときに、そっちはそっち、こっちはこっちという結論にいきがちかなという気がします。

その相互関係はどうなのだろうかと。森林は一つなわけなので、一方で低コスト化もしなければいけないし、他方で地球温暖化や生物多様性の保全もしないといけないと。それをどういう考え方で、ものによって分けるというか、地域によって分けるのか、それとも同じ森林に対して両方を求めていくのかという考え方にもよると思うのですが、そこら辺の整理とか連携というのがないと、それぞれ結論を出したけれども、政策として現地に適用するときに使えなくなってしまうということがありうると思うので、個別課題に落とし込んでいく作業は必要だと思うのですが、相互の関係付けとか整合性とか、そういうことも実行していく際に気を配っていただきたいなというような希望です。

○福田理事 これは実行段階の部分になるところで、一方、中期計画ではできるだけ重点化して絞り込んで明確にというリクエストにこたえなければいけないということで、こういう形でまとめ、案を作らせていただいたわけです。閣議決定の参考資料7というのがありまして、その最後の86ページというところがございます。先ほど説明したところで、厳密に言いますと、政独委の方から言われたものと行政刷新会議から言われたものの中で1個だけ違うところがございます。それはこの86ページの一番上の欄の最初の2行でございます。「森林・林業政策上の優先順位を把握した本部の下、研究者が有機的に連携し、適切な研究資源配分がなされるよう事業実施体制を見直す」というのがあります。これについて、体制ということもあるんですが、今お話がありましたように、一つ一つひとつの研究が全体としてどういうふうになるかということを常に政策上のニーズからも反映しながら、また、参考資料7の86ページでございしますが、ここにそういうことが指示されております。これは私どもの計画というよりは、むしろ実行の段階でそういうことに従わなければいけないということで、今回ここには書いてありませんが、私どもとしても研究推進本部ということで、全体の研究を調和的に進めていく。それから、プランのリクエストにおこたえして、研究を秩序立てて全体として矛盾のないものと言いますか、政策のリクエストにこたえられるようにしようということで取り組むことにしております。

この分はこの計画案には書いてございませんが、そういうことで実は取り組むことにしてお

りますので、まさに委員ご指摘のように、私どももその点は、こちらの書き入れたものに書かれておりますが、大事なことだと思っております、そういう取組をするということでご理解を賜ればと思います。

○酒井分科会長 よろしいですか。

ほかにご質問ございますでしょうか。

はい、お願いします。

○早坂委員 参考資料5の5ページの林業の再生に対応した木材及び木質資源の利用促進技術の開発という項目の一覧なのですが、前回の委員会からちょっと気になっている言葉が一つあります。「加工システム」という言葉があるのですが、これに対して「加工技術」ということがどこにも載っていないということです。加工システムもとても大事なのですが、その前にあるのは加工技術、特に大断面とかいろんなものでまだまだ開発していただかなくてはならないものがあるのではないかと思います、「加工技術」をどこかに入れていただけないかと思っておりますが、何かできますでしょうか。

○福田理事 これは表現の仕方かもしれませんが、その部分につきましては、加工システムという言葉と同時に、その次の高信頼性・高快適化技術というところ、両方にかかっているのですが、まさに言われるような新しい木材の良さを、かつ、強度もしっかりして、性能表示も明確な、新しい部材、例えばクロスラミナパネルみたいなものがありますが、ラミナをさらに張り合わせて強度、性能の明確な部材を供給していくとか、そういう取組はこの中に入っております。そういうことで取り組むつもりで、言葉のあれかもしれませんが、ちょっと包括的に書いたものですから、そういう形になっております。

○早坂委員 もう一ついいでしょうか。その下に「高信頼・高快適化技術」という新しい言葉が載っております、意欲的にもものすごくこれを強調したいなというのはわかったのですが、文章として、普通の一般的な名称として、新しい造語と理解すればいいのでしょうか、強調しているなというのはわかったのですが、文章にして他の部分で読んだときに新しい言葉かなと。ひかれるのはわかったのですが、果たしていいのだろうかとかちょっとクエスチョンがついたところ。皆さんがよろしければそれでよろしいかと思えますけれども。

○福田理事 部材とか工法とかを、特に公共建築物の場合は、今のものよりもさらに明確化して示すことが、まさに信頼性を得るという意味で書いたところでございます。申しわけございません。

○箕浦専門委員 私も書面で質問させていただいたのですが、高信頼とか高快適とか、具体的

な細目のところでいろんな数値を挙げていただけたら、わかりやすいのではないかと思います。

もう一つ、先ほど数値のことがありましたが、高性能あるいは高強度とかいうものとコストのところ相反する面があると思います。非常に難しいことなのかもしれませんが、コストも合わせて数値目標に掲げていただけたらなというような気がいたします。

それから、新しいものをつくる上で既存の法律上なかなか難しい、使えないようなところもあるかと思います。ですから、例えば、今ご指摘がありましたけれども、建築材料ということであれば、他省庁との連携を前もってとっていただいて、新しいものができた際には、即、市場に流すことができる、あるいは、使えるような形で法的な改定とか、そういうことも並行して進めていっていただければと思います。

○福田理事 ただいまの点は、私どもも当然のことだと思っております。ただ、このところは包括的に書いているものですから、このところで例えば合板についてとか何とかとそれぞれの具体についてみんな目標が違ってきますので、具体的に実際に研究開発をやる場合には個別の課題の中でどのくらい上げるのかと、その場合にまたコストターゲットをどうするのかということについては、課題提案の段階から明確にしつつ、かつ、それが採択されて実行される場合には、当然、それが市場性、実用化というところにつながってくるわけですから、個々の研究の推進の中で、外部委員からも評価をいただいて、チェックをいただくというような過程で、さらにできたものについては、合板などが典型ですけれども、関係省庁との間できちんと評価を明確にして、信頼性の明確なものとして、市場に出せるような形にしなければなりません。

そういうことを、手順を踏んで、合板などもそういうふうに進めてきたわけですが、そういう取組はその後続けていくということでございます。そういう取組をしなければ実用化できませんので、私どもとしてはそういうことを念頭に、研究開発の時点でターゲットを明確にしなから、かつ、外部評価も入れながら、きちんと中間管理もしながら進めていくということを考えております。

○研究・保全課長 ご意見の中で、法律改正等必要があればやっていくようにというご指摘のところは行政の受けとめるところだと思っております。木材利用の促進の関係での建築基準法もしくは関連するいろんなルールづくりに関して、今は関係省庁も連携して取り組んでいるところでございます。そういう折りに、森林総研の基本的な研究成果を活用しつつ、そういうところを生かしていくという必要性を感じておりますので、行政面につきましては、また引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問。では、肘井専門委員からお願いします。

○肘井専門委員 単純な質問なのですが、2ページの右側の下のほうに試験地で島津実験林とか宇治見実験林、こういうところの返納措置とか売却ということが書かれているのですが、ここはこれまで重要性としてはあまりないというご判断なのか、いろんな森林総研のミッションにあまり適合していないというご判断で、売却とか返納という判断をされたのかというところを伺いたいと思います。

○福田理事 それぞれ年次計画までの間は研究を続けてきたところでございます。島津実験林などは竹の実験林で、長期にわたるデータはここしかないということなのですが、長期の期待したようなデータを大体とり終えたということで、試験地としての意義も若干低下しているのかなということでございます。

それから、連光寺などは逆に今後もやるのですが、都市化も徐々に進んできたところの中で野生生物の話はずっとやってきたものですから、別のところでやった方が良いのではないかとということで、そういう見直しをして、引き続き使おうと思えば使えるのですが、そういう周囲の状況も踏まえながら、今回見直しということで明確にしたということでございます。使えるのだけれども、他のところに移してできるものも含めて厳しく見直せということを言われたものですから、まじめにそういう取組をしたということでございます。

○肘井専門委員 今のお話ですが、森林総研としてはある程度長期的な展望の下で研究を継続していくという視点も重要かと思っておりますので、そういう視点をこれからも持ち続けていただきたいなと思っております。

それから、8ページの水源地造成事業の推進、これは単純な質問なのですが、事業の重点化ということで、下の四角のところでも2以上の都府県にわたる流域と、それから、ダム等の上流というのが2つ挙げられておりますが、これは“and”なのか、“or”なのか。

“and or”ですか。

○山口理事 “and”というような形で。どちらかと言われれば両方かかるという意味です。ですから、事業の重点化につきましては、以前からかなり効率的にやるべきだという話がありまして、私どもとすれば、2以上の都府県にわたる重要な流域と、法律で定められている流域と、それから、そういうところだけではなくて、例えば集落の簡易水道だとか、そういったところもやっていかなければならないと。そういう意味でこういうふうな書き方をしております。

○酒井分科会長 ほかにございますでしょうか。

○三井委員 先ほど計画の下に細目というのがあるというお話がありましたが、目標があつて計画ということでやっているわけですね。その計画の下に、より具体的なものとして細目というのがあるわけですか。仕組みがどうなっているか教えていただければと思います。

○福田理事 中期計画の下に、今後、毎年毎年の年度計画というのを作りまして、それに基づいてやっていきます。年度計画は政府の毎年の予算事情等にもかかわりますし、いろいろな政策、例えば森林・林業に関してTPPはどこまでくるかなど、そういう外部的な要因で予算にも反映されて、これをやらなければいけないと。そういう中で地域計画の範囲内で基本的に年度計画の中で対応していくというようなことがございます。

さらに、年度計画の中でも他省庁の、例えば科学技術庁とか、そういうところの公募する予算がございます。これは大学でも同じだと思いますが。そういうものに、また、具体的にはさらに細かい一つ一つの実施計画が出てきますので、そういう意味では階層構造が複雑になっています。中期計画は多少包括的に書かざるを得ない面もあるのですが、これに従って毎年毎年の変動、あるいは、一つ一つの政策課題に対応する変動に対しては、この計画の下で対応していくということになると思います。

○三井委員 それでは、「具体的な細目」と使われた言葉というのは、年度計画だというふうに理解してよろしいですか。

○福田理事 年度計画とか個別のそういうものがあります。

○三井委員 年度計画以外にもまたもっと個別のものがあるのですか。

○大河内理事 ちょっと説明いたします。この重点課題の中で、森林総研にきている交付金で行っている研究があります。そのほかに外部のいろんな競争的資金で行っている研究があります。それがこのそれぞれの重点課題の下にありますし、その中で翌年出すもの、今年はこの成果を挙げると決めるものが年度計画ということになります。ですから、階層構造というよりは、実施体制と、計画をもう一つ砕いたのが年度計画であるということになります。これらは上下ということではなくて、体制と計画という位置づけになるかと思います。

○鈴木理事長 今、委員が聞かれているのは計画の階層構造、これが5年分であります。ですから、年度ごとに5分の1の部分が出てきます。それで計画はお終いです。それ以外は、実行する段階でどういうふうな簾を出すかと。それがアドホックに対外的なものを含めて応募されて、採択されたり採択されなかったりします。

○三井委員 全ての研究部門において数値目標を挙げるのは大変なんだろうが、一部挙げざるを得ないというか、そういうことがあるかと思うんですが、それとの関係での質問でもある

わけですけれども、それはどこで出てくるのでしょうか。

○福田理事 年度計画の中で一部出るものもございますが、基本的には年度計画は定性的な書き方です。研究なのでもう少し細かく、例えば一つの研究のここまでの成果を出すとか、例えば日本全体のデータを5年間にとるとというのがあれば、そのうち5分の1のどの区域のものまでをこの年度にとるとか、そういう具体化になると思います。

○鈴木理事長 付け加えると、金額等が出てくる、あるいは数値が出てくる、何パーセント削減と出てくるものは、その都度その都度計算できますし、それ以外の評価はS、A、B、Cという別な評価をされております。ですから、それを量的なもの、質的なもの、S、A、B、Cを質とは言いませんが、量も質も入っておりますそこら辺のところは量と質の問題で評価されている、全部が量で計算されるものではないということだと思います。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにご質問はありますか。

加藤専門委員、お願いします。

○加藤専門委員 同じ参考資料5の2ページの業務の質の向上の中に、特定中山間保全整備事業、農用地総合整備事業、これらについては中期目標で現在実施中の区域の事業完了をもって廃止するとはっきり謳われており、今回の中期計画の中で右側の方で特定中山間保全整備事業は平成25年度中に事業実施中の2区域を完了、それから、農用地総合整備事業は平成24年度中に事業実施中の1区域を完了と、はっきり示されておりますが、参考までにこれらの事業の事業費並びに現時点における事業進捗率のようなものがわかれば教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○山口理事 これまで農用地総合整備事業、特定中山間整備事業をいろいろな地域で行ってまいりまして、22年度には6地区で行っていたのですが、そのうちの3地区につきましては終わりました、今後、23年度以降に3地区が残るということでございます。その3地区は、今、委員がおっしゃったように、農用地が24年度、特定中山間事業が25年度までということになっております。その3区域の総事業費は533億円で、22年度末までに443億円実施してまいりまして、進捗率は83%となっております。したがって、今後残りの部分をやっていくわけでございますが、こういったことで所定どおり予算要求を行いまし、所要の予算が確保されれば、このように24年度、25年度で終わるといふふうに考えております。

○加藤専門委員 ありがとうございます。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

では、片桐専門委員、お願いします。

○片桐専門委員 私、事前に質問させてお考えをお聞かせいただいで納得しております。したがって、お願いということになるのですが、参考資料の4ページに森林管理技術の開発とか、水源涵養とか、そういった研究テーマを掲げておられて、それとほぼ同じような内容で、7ページの水源涵養のところにもそれらを生かした整備をするというふうに書かれています。それは中で連携してやっていかれるとお聞きしているので、それはそれでいいと思っているのですが、そういう研究部門で得られた成果を一般の森林に啓蒙するというか普及するというか、そういう取組について、森林総研では以前もやっておられると思うんですが、その辺についてどのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

○福田理事 研究開発の成果につきましては、私どもとしてはそれを取りまとめて冊子にしてPRするというような取組を行っておりますが、さらにその上で具体的に政策として取り上げるかどうかというのはまた政策サイドの話になります。そういう意味では、例えばコンテナ苗という、私どもの第2期の、現在のところで新しい苗木の作り方を研究開発してきて、実用化の段階まで持ってきたわけですが、それについては、今、行政の方でそれも取り入れようということになっております。ただ、その受渡しというのは、それを政策の方で取り上げるかどうかというもう一つの判断がありますので、その上で具体的にどこまで広がるかというのは変わってくると思います。

○鈴木理事長 ちょっと補足させていただきますと、現場への対応というのでは、今年度の4月に産学官の連携推進を進めるということで、産学官連携推進調整官というのを林業担当、木材産業担当という形で置いて、新しく4月からは、北海道から九州までございます各支所にそれぞれ産学官連携推進調整官を配置して、地域のニーズと、私どもの研究成果の社会還元がさらにネットワークを組んで進められるような努力をしたいということで、そういうことを進めてまいりたいと考えております。

○片桐専門委員 はい、よくわかりました。

○酒井分科会長 ほかにありますでしょうか。では、川上専門委員。

○川上専門委員 今、成果の話が出ましたので、それに関連してなんですが。研究の成果を公表していく、普及させていくというのは非常に重要だと思っておりますが、参考資料3の22ページを見ますと、中期計画第2期では、成果指標として、「研究者1人当たりの学術雑誌への掲載論文数は、年平均1.0以上とする」というふうに書いてあります。それが第3期におきましては、「研究者1人当たりの論文発表数は、年平均1.0を上回るよう努める」と書いてござ

います。私はこれを見て消極的なように感じてしまうのです。もちろんすぐに答えの出るものではないということは理解しているつもりですが、どうしてこのような記述になったのか、お考えをお聞かせいただけますか。

○福田理事 これは全く意図はなくて、他のところとの並びで、例えば22ページの一番の「促進に努める」という表現、今回みんなそういう表現ぶりに合わせて書いたような感じがしております。決してご懸念のような話ではありませんで、私どもとしても確実に1.0を上回るように結果を出すというふうに思っております。

○川上専門委員 是非そのようにお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ほかにご質問はございますでしょうか。どうぞ。

○箕浦専門委員 参考資料5の3ページのところで先ほど基礎研究のみの項目を取りやめるといようなことをご説明いただきましたが、例えば外部資金の獲得とかいうことに対して、支障が出てくるということはありませんでしょうか。例えばノーベル賞とかでしたら、皆さん全然見向きもしなかったようなことをこつこつされて、30年後、40年後そういうものが製品になったというようなことがあるかと思えます。国の最高機関ということで基礎研究ということもある面必要なのではないかと思ってお質問申し上げました。

○福田理事 まさにご指摘のとおりでして、私どもは項目として明記するのをやめたばかりでありまして、基礎研究そのものをやめるということではございません。ただ、今回の中期計画期間につきましては、森林・林業再生プランに直接的に寄与するアウトプットを出していくということをかかなり強く要請され、それが森林総研のこの5年間の使命だと思っております。そういう意味で、基礎研究についても、こういう成果につながることを常に心がけながらやって行く。単に基礎研究を、悪い言葉で言えば、そういうことを今までやっていたというわけではないのですが、個人的な趣味でやって、出口ということを意識しないで。もちろん出口のためには幅広い裾野としての基礎研究は重要なのですが、そういうことを意識しないで基礎研究をやるというのは良くないことなので、そういうことを念頭に、この中で直接こういうものにつながることを意識しながら基礎研究をやる。関連するものはやっていくということでございます。

○鈴木理事長 我が国の科学技術の基本の姿勢というのは、研究開発型の独法と、文科省の大学がでございます。昔は基礎研究、応用研究というカテゴリーで分けていましたけれども、今は戦略研究、ある意味で研究開発型独法のおかれたターゲットが何かと言いますと、基礎研究は大学に任せて、戦略研究が独法研究所の大きな課題であるというふうになっておりますので、戦

略研究にかかわる基盤的な研究は当然かかわってくるのですが、基礎研究と応用研究というようなカテゴリーは、今回はそういう文言を使っていないということでございます。

○酒井分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

私から一点あるのですが、参考資料2の8ページの水源林造成事業等の推進の中で、条件の整ったところで、原則として、列状間伐を実施するということなのですが、列状間伐の是非をめぐる議論が今も続いておりますので、ここだけ読みますと、列状間伐がベストなので、それを推進していくのだというふうにもとられかねませんので、列状間伐の位置付けは是非はつきりさせておいていただければと思います。再生プランの中で、これから伐採度が上っていく中で、ここだけ一人歩きしていきますと、2伐とか3伐とか過剰な伐採量になるおそれがあるのかなと思います。そのときにここを根拠にとられると、誤解を招きやすいのかなと思いますので、その辺よろしく願いたいと思います。

○山口理事 今おっしゃったとおり、そういうようなことで進めていきたいと思います。要するに、列状間伐につきましてはコストを削減する、要するにいかに売るかという観点が非常に強いわけでございまして、間伐そのものは本来定性的と言いますか、抜き切りのランダムに切るということが基本だろうと思っておりますが、ここに書いてありますように、条件が整った箇所ということで、所有者の意向もございまして、そういったことも踏まえながら、搬出の路網が整っているとか、そういったところでご理解いただけるようなところについては列状間伐をしていくと。従来のやり方の間伐を放棄するという話では決してございませんので、そういったことで対処したいと思っております。

○酒井分科会長 了解いたしました。

ほかにご意見ございますでしょうか。はい、どうぞ。

○経塚委員 財務の関係で、これまでも森林総研さんはずっと経費の削減等に努められていらっしたかと思うのですが、今回の計画においてもそれぞれ経費の削減を計画として掲げていらっします。中期ということでスパンは長いのですが、この計画の達成を阻害するような要因としてはどういったことを想定されていらっしやるのかということ、主なもので結構なのですが、教えていただければと思います。

○福田理事 マイナスの方にいくのは、国の財政事情が悪化して、これよりもはるかに厳しい削減をしなければならないということが国全体としてかかってくる可能性もあります。一方で、先ほど申し上げましたように緊急の政策要請ということで、追加的に、当然計画ですから、厳

密なシーリングということではないとは思いますが、計画で読めないほどの大きな政策要請があれば、当然それでまた変わってくると思います。いずれにしろ国の予算自体が、その年々の経済情勢、経済対策の必要性とかを見ながら決まってくるということでございます。

特に私どもの研究開発はまだしも、先ほどちょっとお話が出ましたように、水源林造成事業のような公共事業の場合は、特にかつての時期は景気対策とかが多かったわけで、そういうことによって当初の事業費と同じくらいの規模の補正予算が組まれて実行しなければならないということも出てまいります。そういうものをいちいち計画の変更にするのかどうかという話は、先ほど話があったとおりなのですが、そういう色々なものは当然あり得るのですが、長期的な取組の姿勢として1%、3%という目標を掲げて努力をするということではないかと思っております。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

ないようでしたら、貴重なご意見をいただきまして、どうもありがとうございました。おおよそ重要なご意見が出たと思いますので、次期中期計画への意見について取りまとめに入りたいと思います。ご説明いただきました次期中期計画（案）につきましては、全体としては了承ということでご承諾いただければと思います。

それから、本日いただきましたご意見を基に、例えば修文が必要な場合もあるかもしれませんが、その場合には事務局とご相談しながら検討して、その取扱いにつきましては、私にご一任いただければと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○酒井分科会長 ご承認ありがとうございました。

それでは、そのように取り計らうようにすることといたします。

それでは、議題のその他に移りたいと思います。独法通則法の改正に伴う不要財産の国庫納付につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、説明させていただきます。

今回、委員会への特別の諮問事項ではございませんが、不要財産の国庫納付の件についてご報告させていただきます。皆さんにお配りしました資料の一番後ろに、今回の資料ではございませんが、「第41回農林水産省独立行政法人評価委員会林野分科会参考資料3」という資料をご覧くださいと思います。一番右に（平成23年2月4日）と書いてある資料でございます。

本件につきましては、前回の2月4日の林野分科会で諮問を行い、異存のない旨の答申を既

にいただいているところがございますが、2月4日以降の状況変化によりまして、その一部について取扱いが変更になっております。そういうことで報告をさせていただく次第でございます。この件につきましては、前回の林野分科会から委員の改選が行われておりますので、前回の繰り返しになる部分もございますが、簡単に概要の説明から入らせていただきたいと思います。

資料の5ページを見ていただきたいと思います。昨年5月に、国庫返納の法的根拠となります「独立行政法人の一部を改正する法律」が成立いたしました。11月に施行されているところでございます。この法律に基づく独立行政法人の不要財産の国庫納付に係る評価委員会の審議につきましては、昨年12月に開催いたしました親委員会で分科会に委任されているところでございます。

この法律の改正は、独立行政法人について、業務の見直し等により不要となった財産の国庫納付を義務付けることにより、その財政基盤の適正化及び国の財政への寄与を図るということを目指してございまして、今後、独立行政法人は不要財産の処分及びその処分計画を中期計画に記載することが義務付けられているところでございます。

続きまして、6ページをご覧くださいと思います。具体的な国庫納付の流れをご説明いたします。今回説明いたします手続きは、中期計画に記載されている処分ではございませんので、その図の上段の流れとなります。法人が不要財産を決定し、農林水産大臣に対して国庫納付の認可申請を行います。これを受けて大臣は評価委員会の意見を聞くとともに、財務大臣に協議を行います。これが整いましたところで、法人の申請を認可するという運びになっております。

具体的な話をいたしますが、2ページをご覧くださいと思います。前回の林野分科会では、国庫納付に関する資産一覧表にある資産につきまして返納するというところまでご審議いただき、認めていただいているところです。今回説明させていただく件は、この表の下から2つ目にあります、「幹線林道事業移行円滑化対策交付金の一部」と記載しております1億6,400万円の部分でございます。

この資産につきましては、前回の分科会において既に国から交付を受けて法人の口座に残っている資産から1億6,400万円を国庫に納付するという説明をしたところでございます。しかしながら、その後具体的な手続き等について関係各方面と協議・検討する中で、この交付金には本年度予算としてまだ国から交付していない残高が約3億円ほど残っているということで、既に法人に交付された資産から返納するより、まだ国から法人に交付していない予算から返納

するという形の方が、手続き的に合理的であろうという結論に達したところでございます。

このため、本年度の予算について、約3億円の残高から1億6,400万円を不要額として国庫に戻し、残りを法人に交付することといたしました。これを受けまして、法人から1億6,400万円の国庫納付に関する取下げ等の所要の手続きがなされているところでございます。

なお、今説明したような異なる手法を選択したといたしましても、結果として1億6,400万円を法人が使わずに国庫に帰属させるという面では、ほぼ同一と見なし得るものでございます。このような過程で、結果として前回の分科会で説明しました内容とは異なる方法で事務を進めておりますので、その点について報告をさせていただきます。

以上です。

○酒井分科会長 どうもありがとうございました。

この件につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。そういたしましたら、特段のご意見等はないということで、お認めいただければと思います。

それでは、次に役員の退職に係る業績勘案率について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 資料3をご覧ください。

先月の前回の林野分科会におきましてご審議いただきました森林総合研究所の役員の退職に係る業績勘案率について報告いたします。

先月4日に開催いたしました第41回林野分科会におきましては、平成21年度に森林総研を退職しました亀井理事、山崎監事につきまして、退職に係る業績勘案率についてご審議いただいたところでございます。その結果、林野分科会といたしましては、お二方とも業績勘案率の案を1.0としたところでございます。また、同日付けで総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知したところでございます。

今般、資料3のとおり、3月3日付けで総務省政独委から通知のあった業績勘案率（案）1.0については、意見はないという回答がまいりました。これによりまして、亀井理事、山崎監事の業績勘案率は1.0と決定いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

○酒井分科会長 どうもありがとうございます。

ただいまのご報告につきまして、何かご意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。どうもお認めいただきまして、ありがとうございます。

そういたしますと、本日予定しておりました議事は以上です。

本日配布されました資料のうち、参考資料につきましては委員限りとさせていただきます。

それから、今回の議事録につきましては、まとめ次第、事務局から各委員に送付し、ご了解を得た上で確定し、その後、公表するというにいたしたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、予定の議事を終了いたしましたので、第42回林野分科会は閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午前11時35分 閉会